

私道の下水道管設置取扱要項に係る内規

令和 2 年 5 月 14 日

私道の下水道管設置取扱要項（以下、「要項」という。令和 2 年上水道局告示 11 号）に基づき、私道に下水道管を設置する場合は、以下の要件を満たしてはならない。

（1）私道

- ① 当該私道は、交通のみに利用されている空地である。（一時的なものを除いて車の駐車等をしていない。）
- ② 私道部分が分筆されている。

（2）土地（私道部分を除く建物敷地）

- ③ 対象地は、公道に面した土地ではない。ただし、路地状敷地部分は除く。
- ④ 対象地と隣接する土地が公道に面している場合、両土地の所有者が異なっている。ただし、土地所有者が同じであっても、対象地に土地所有者以外の者が建物を所有している場合、対象地は、公道に面した隣接地と所有者が異なる土地とみなす。

（3）建物（※建物同士の関係性について以下の要件を満たしていること）

- ⑤ 対象建物は、所有者が異なる 2 戸以上の建物である。
- ⑥ 2 戸以上のうち必ず 1 戸は、既存建物である。（一方は建築確認が取れていれば対象とする。）

【補足】

- ※ 1 対象地が処理区域外の場合は、例外的に要項第 1 条の「処理区域」を、「事業認可区域」と読み替えることとする。
- ※ 2 所有者が同じ複数の集合住宅及び貸家等は 1 戸とみなす。
- ※ 3 私道部分に私費により公共柵が設置されている場合、申請があれば私道枝線を設置することができる。（路地状敷地は公費・私費に関わらず、公共柵が既設の土地における建築物は戸数要件の対象外とする。）
- ※ 4 路地状敷地の場合は、道路形状が明確なこと（例：塀等の構造物により、建物敷地と分けられている。）